

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和元年10月15日(火) 15:00~15:42

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 杉本透

委員 細谷政幸、田中徳一郎、田中信次、市川よし子、栄居学、谷口かずふみ、
くさか景子、相原高広、井坂新哉

(2) 議会局出席者

局長 和泉雅幸、副局長兼総務課長 谷川純一、
経理課長 奥澤陽一、政策調査課長 田中一朗、政策調査課副課長 八木和則

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(杉本座長)

それではただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日の議題はお手元の会議次第のとおりであります。

前回、9月25日の当連絡会において、当面の検討事項について、お手元の資料1のとおり決定したところでございます。

その際にも申し上げましたとおり、検討事項の1「情報公開のあり方」については、課題等も多いことから、時間をかけて議論をしていきたいと思っております。

そこで、本日は、検討事項の2「議員本人、生計同一の親族、関係する法人の取扱い」から7「指針における使途の明確化」について、協議をいたしたいと思っております。

お手元の資料2をご覧ください。

左側から「検討事項の大項目」、「検討事項」とありまして、中ほどに、本職におきまして、「現行の取扱い」、「考えられる課題等」を記載いたしました。

そして、右側の「方向性」の欄を空白としてあります。

この各検討事項の「方向性」について、各会派のお考えをご発言願いたいと考えております。

はじめに、資料2に記載した事項について、ご質問等がありましたらどうぞ。

(なし)

それでは協議に入りたいと思っておりますが、本日ご議論いただいた結果をもとに、当連絡会としての「方向性」の案を本職において作成いたしたいと考えております。

については、活発な議論をお願いいたします。

まず、検討事項の2「議員本人、生計同一の親族、関係する法人の取扱い」に係る方向性について、各会派のご意見はいかがでしょうか。

(細谷委員)

自民党でございます。今座長の方からお話がありましたように、事務所費、人件費そして、調査研究費について自民党の考えをお話しさせていただきたいと思っております。

まず、事務所費についてでございますが、これにつきましては、議員本人、あるいは1親等の親族、あるいは生計を同一する親族の所有物である場合は、充当不可とした方がよいと思っておりますし、また、議員本人、1親等の親族、生計同一親族が役員等の法人所有の場合も充当不可とした方がよいのではないかと考えております。

次に人件費でございますが、これも、事務所費と同じでありまして、1親等の親族、生計同一親族を政務活動補助職員として雇用することに関しては、充当不可とした方がよろしいのではないかとこのように考えております。

3つ目でございますが、調査研究費についてでございますが、これについてもやはり1親等の親族、生計同一親族への調査研究委託につきましては、充当不可とした方がよいのではないのかなというふうに考えております。

それと、1親等の親族、生計同一親族の同行を充当不可とした方がよろしいのではないかなと思っております。

よろしく申し上げます。

(栄居委員)

議員本人並びに生計同一親族、関係する法人の取扱いについては、生計同一親族また法人に対する事務所費、人件費の政務活動費の充当については改善すべきと考えておりました、生計同一親族に対する調査研究委託や県外調査の同行については、認めるべきではないと考えております。

(谷口委員)

この3項目、事務所費、人件費、調査費についてですが、基本的にここに記載されている考える課題等については、その方向性は賛同します。ただ、生計同一親族だけでいいのかということについてはまだ議論をしなければいけないと思っておりますので、もう少し、ここは議論を深めた方がよいのではないかと考えております。

(くさか委員)

私どもも、この事務所費、人件費、調査研究費に係る項目については、皆さんがおっしゃったように生計同一親族等の場合、いろいろな意味で疑義を持たれやすい場合が多いので、その人たちについては充当することは出来ないというふうに明記する必要があると思っております。

(相原委員)

県政会としての本日時点での考え方を述べさせていただきたいと思っております。

(1) 事務所費についてでございますが、議員本人、また議員が共有名義者の1人となっている場合、更に議員が役員となっている法人、これについては不可とすべきと考えます。

(2) の人件費についてでございますが、生計同一親族等の場合の雇用ですが、常用的な雇用については不可とし、臨時的なアルバイトについては、許容してもよろしいのかと思っております。

(3) の調査研究費の関係の調査研究委託、県外調査出張の同行に関してですが、これは原則不可とすべきと考えます。

(井坂委員)

私たち共産党としては、まず最初に事務所費ですが、生計同一親族と、法人が役員のところの所有については、やはり、本人もそうですが充当不可とすべきと思っております。

人件費についても生計同一親族については不可というふうにしたいと思っています。
最後、調査研究委託ですけれども、皆さん同様、疑義を持たれることもありますので、不可とすべきではないかというふうに思います。

(杉本座長)

以上、お聞きのとおりであります。

私の方で皆様のご意見を参考にさせていただき、次回までに座長案としてとりまとめてきます。

そして、その時点でまた議論を深めていただければと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

それでは次に検討事項の3「議長提出書類」に係る方向性について、各会派のご意見をお願いします。

(細谷委員)

議長提出書類は、これは結構いろいろありますけども、1番最初の項目の電話代の領収書のみでは充当項目が不明確なものに明細添付を義務付ける。

これは勿論、明細書の添付を義務付けた方がよろしいだろうというふうに我が会派の方では思っております。

そして、続きまして会派及び議員で保存すべき書類等は以下のとおりということがありますけれども、これは現行どおりの取扱いでよろしいのではないのかなというふうに思っております。

(栄居委員)

議長提出書類であります。携帯電話の利用料の計上については、携帯各社明細のフォームなども違うと思うので、そういった状況を考慮しながら電報代などが含まれない形での報告ができる方向を検討していくべきと考えます。

また、議員、会派での保存を義務付けている書類の扱いについては個人情報の課題もあり現行どおり会派で責任をもって保存すべきと考えます。

(谷口委員)

(1)の電話代などの件ですけれども、これは、明細添付を義務付けるという方向にしていきたいと思えます。

それから(2)の議長提出の書類ですが、ここは全て現行どおりでいいのではないかと考えます。

(くさか委員)

議長提出書類の(1)の電話代等の問題については、やはり明細添付を義務付けるということで、細かくいろいろなものが含まれたまま電話代というふうに一括りになってしまっているものもあるため、明細添付を義務付けて分かりやすくした方がいいと思えます。

(2)の議員、会派での保存を義務付ける書類を議長提出とするということについては、現行どおり会派で保存した方がいいという意見を申し上げます。

(相原委員)

まず(1)ですね。電話等の領収書、これ原則として明細の添付を必要とすべきと考えます。

ただし、細かいところは調査中なのですが、明細書を電話会社が発行しない、遠慮すると電話料金が少し安くなるというサービスがございます。

政務活動費の支出額を抑えるためにそれを活用している議員がいる可能性があるため、そこだけは少し留保させていただければと思っております。

(2)の書類関係の保存は現行どおりでよろしいと考えます。

(井坂委員)

まず、最初に電話代など領収書の関係ですけれども、ここについては明細添付ということでした方がいいと思っています。

それから(2)のところなんです、最初に座長の方から保存すべき書類は以下のとおりということで、課題の所には原本は会派で責任をもって保存すべきものと書いてありますけれども、私は会派で保存すべき、そしてコピーを提出するでも構わないかなと思っています。

保存すべきものと提出した場合の違いというのは、やはり、情報公開だとか、そういう時に公式な書類として出されるものかどうかということに違いがあって、会派が出す出さないを決めるのではなくて、やはり、議長提出書類となれば、情報公開の対象になるということからすると、やはりここに書かれているものは提出書類とした方がいいと思っています。

特に②の県外及び国外において宿泊を伴う政務活動を実施した場合というのは視察等の関係もありますので、どんな視察をしたのか、どんな調査をしたのか、やはり広く皆さんに明らかにするというのは大事だと思いますので、その報告を付けることは大事だと思います。

あと、いろいろな業者に発注して出来た資料ですとか、広報公聴のものは以前、これを巡って不正請求ということもありましたので、こういうものは成果物としてしっかりと提出しておいた方がいいのではないかなというふうに思っています。

いずれにしても(2)の①から⑨までのものについては議長提出という形にした方がいいのではないかなというふうに思います。

(杉本座長)

お聞きのとおりであります。

それでは次に検討事項4「タクシー代及び車両リース代等」に係る方向性について各会派のご意見を伺います。

(細谷委員)

タクシー代及び車両リース代についてであります、自民党としてはタクシーにつきましては、領収書等にしっかりと利用区間、あるいは乗車地、主な経路地、また、降車地あるいは利用目的をしっかりと記載をすることが必要であるというふうに思っております。

また、利用区間は、町名まで、こと細かに記載した方がいいのではないかなというふうに考えております。

あとリース代につきましては、細かな部分、いろいろな部分の課題が結構あると思っております。この部分は、結構議論はしていかなければならない部分が多々あると思っておりますが、とりあえず自民党としては現行どおりの取扱いでよろしいかと思っております。

それと、タクシー代の伝票に(1)に加えて使用議員名を記載するという部分ではありますが、これも現行どおりの取扱いでよろしいのかなというふうに思います。

それと、タクシー利用をやむを得ない場合に限り充当することとし、やむを得ない事由を記載ということがありますが、これにつきましても現行どおりの取扱いでよろしいのではないかなと自民党は考えております。

車両の維持管理に係る費用でありますけれども、これにつきましては、いろいろな部分がありますので、とりあえず現行どおりの取扱いでよろしいのではないかなというふうに考えております。

(栄居委員)

タクシー代及び車両リース代についてであります、私たちとしてもタクシー代の利用

区間や目的など詳細な報告などを求めるべきと考えます。

また、車両関係についてであります、リースについては現行どおりが分かりやすくいいのではないかと思いますし、また、車両に関する維持管理についても、交通費としてのガソリン代の計上が適当であると考えます。

(谷口委員)

(1)の伝票に利用区間、利用目的を記載というのは、この方向でいいのではないかと考えております。

(2)、(3)、(4)については現行どおりでいいと思います。

それから、(5)の車両の維持のところですが、ここについては、もう少し議論を深めた方がよいのではないかと思います。

(くさか委員)

タクシー代及び車両リース代等についてですが、(1)のタクシー代も皆さんがおっしゃったとおり利用区間及び利用目的を明記するというのがよろしいと思います。

(2)の使用議員名の記載は不要、これは会派の交付の場合は、会派名ということで、現行どおりでいいと思います。

(3)、(4)も現行どおりです。

(5)については、車両の維持管理にかかる費用については、もう少し検討の余地があるという意見です。

というのは今のところ、ガソリン代、それから高速代ということで、リース車両でも出しているところですが、実は地域差はあるのですけれども、例えば、スタッドレスタイヤに交換するとか、雪国だったらそれは本当に必要経費ということがありますが、神奈川県内でも地域差があつて、必ずスタッドレスを使用しないと冬は立ち行かないという方もいまして、そういうものも車両の維持管理に係る費用に入るではないか、ぜひ検討してもらいたいという意見が出ておりますので、今一度ご検討いただければと思います。

(相原委員)

まず(1)ですが、利用区間については明記をすべきと考えます。

(2)であります、これについては実は県政会は会派と議員を分けて交付している関係で、全て議員名が分かる形になっておりますので、ここは意見は特にありません。

(3)でございますが、これはやむを得ない場合に限りは充当可とすることですが、現行どおりで結構だと思います。

(4)の車両リース代も現行どおりでよろしいかと思いますが、現行も現実にもそうなっているのですが、リース代は充当対象にはしますが、按分の処理は必ずすべきであると、100%は問題ありと、そこだけを確認をしておけばよろしいのかと思います。

(5)の車両の維持管理に係る費用に関しては、ガソリン、オイル、バッテリーに関しては充当を認めてもよろしいかと考えます。

ただし、按分は必ずすべきという考え方を持っております。

(井坂委員)

最初に(1)のタクシー代の伝票の利用区間等のことですがけれども、これはやはり詳細に記載することが必要だと思いますので、利用目的それから利用区間等、はっきりとする必要があると思います。

(2)の議員名ということであれば、やはり誰が使ったのかというのははっきりしておいた方がいいと思いますので、会派交付であっても誰が使ったかをきちっと書く必要があるのではないかと思います。

それから、(3)のやむを得ない事由を記載ということですがけれども、やはりタクシー

利用、普通の公共交通機関が使えなかった、その理由というものが必要なのではないかと思います。

ですから、どうして公共交通機関を使わなかったのか、もしくはタクシーの方が有利だという形の記載をやっぱりすべきではないかと思います。

(4)の車両のリース代なんですが、やはり様々な活動の交通費というのが、電車であればどこからどこまでというのが分かりますし、車の場合もガソリン代と駐車場代とか、高速代も出るということだと、やはり利用目的は、はっきりしている。

車両リース代は、利用目的が不明確ですから、按分などもする必要があると思いますので、はっきりしない車両のリース代というのは充当不可とすべきではないかと思っています。

それから次に(5)の車両の維持管理に係る費用ということですが、リース費用を不可とすればこれも必要ないということになるとと思いますのでこれも不可ということと考えています。

(杉本座長)

お聞きのとおりであります。

次に検討事項の5支出伝票等の様式変更の方向性についてご意見をお伺いします。

(細谷委員)

5の支出伝票等の様式変更の(1)であります。会計帳簿の見直し、会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載、これはそのとおりとすることがよろしいかと思えます。

それと支出伝票に会派名を記載、これも支出伝票に会派名を必ず記載することがよろしいのではないかなと自民党では思っております。

そしてもう一つ、(2)にあります視察報告のあり方、政務活動費(県外・国外)支出票をより詳細に記載については、我が会派は現行どおりの取扱いでよろしいのではないかと考えております。

(栄居委員)

支出伝票等の様式変更等についてであります。会計帳簿の見直しについては事務処理の方法といたしまして、最善なやり方を経理課とも良く打ち合わせた上で、最新化していくべきと考えます。

また、先日、我が会派から本会において視察報告のあり方についてご提案をさせていただきましたが、特に海外視察を行った際の視察報告書の記載内容の詳細化を行うべきと考えます。

(谷口委員)

(1)につきましては、通し番号、会派名の記載共に、このように変えた方がいいと思えます。

(2)については現行どおりでいいのではないかと考えております。

(くさか委員)

支出伝票等の様式変更について、(1)は会計帳簿の見直しで会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載にして、会派名の記載でいいと思えます。

(2)の視察報告のあり方は現行どおりでいいと思えます。

(相原委員)

まず(1)の会計帳簿に関してですが、会計帳簿と支出伝票に統一の通し番号を記載すべきと考えます。

また、支出伝票に会派名を記載、これも当然だと考えております。

(2)の視察の支出票の関係ですが、これは現行どおりでよろしいかと思えます。

(井坂委員)

(1) の会計帳簿と支出伝票の統一の通し番号を記載することについては、このとおりでいいかと思っています。

会派名を記載ということもそうした方がいいと思います。

(2) ですが、視察のあり方、支出票をより詳細に、ということなんですが、先程視察の報告書の議長提出という意見を述べさせていただきましたけども、こういうところにしっかり記載をしていけば、皆さんにはしっかり見えるような形になりますので、このやり方についてはそれが明らかになる方がいいというふうに思っています。

ですから、報告書を提出してこういうこともしっかり書くということがいいのではないかと思います。

(杉本座長)

お聞きのとおりであります。

続いて検討事項6「伝票の備考欄等への記載事項の追加」に係る方向性について各会派のご意見をどうぞ。

(細谷委員)

伝票の備考欄等への記載事項の追加という部分であります。最初の会議費について、会議のテーマを記載という部分であります。これは勿論、会議のテーマあるいは場所等は、やはり記載しなければならないと思っております。

(2) であります。

電車代等の交通費の領収書で、利用区間の明示がないときは利用区間を記載ということですが、これは勿論、領収書添付の場合は、備考欄に乗車区間をしっかりと記載するというふうにした方がいいと思います。

(3) の宛名が会派名の場合で、個人議員や複数の議員が共通して支出したものは、当該議員名を記載というのがありますが、これは現行どおりの取扱いでよろしいのではないかと思います。

そして、(4) であります。

資料作成費について、金額にかかわらず作成部数を記載と書いてあります。

これは、金額にかかわらず作成部数を記載することとするというふうに考えております。

(栄居委員)

伝票の備考欄への記載の追加についてであります。先程、タクシー代の項目でもお話ししましたが、電車代等の交通費の利用区間等の明確化も同様に進めるべきと考えます。

また、会派名の領収書の取扱いについてご提案ありましたが、会派に対して政務活動費が支給されている場合は、原則として会派名のあて名で領収書をいただくのが適切であると考えます。

また、(4) 資料作成費についてであります。これは金額にかかわらず作成部数を記載していくのがよろしいかと思います。

(谷口委員)

(1) の会議費については、テーマを記載とする方向でいいと思います。

(2) は、この方向性でいいかと思うのですが、もう少し、いろいろな状況も含めて議論をしなければいけないかなと思っております。

(3) については現行どおりでいいと思います。

(4) の資料作成費については、金額にかかわらず作成部数を記載ということで変更をする方向でいいかと思います。

(くさか委員)

伝票の備考欄等への記載事項の追加について、(1)の会議費については、場所、テーマ、例えば打ち合わせであったとしても、テーマを記載した方がいいと思います。

(2)については要検討でお願いしたいのですが、例えば、交通系ICカードを使って電車等に乗る場合が多いのですが、自販機などで打出した利用明細書を提出しますが、非常に細かく煩雑な領収書というか、そういう記載がどのようにしたら分かりやすくなるか、これについてはもう1回検討していただきたいなという意見が当会派から出ました。

(3)は会派支給である場合は、現行どおり会派の記載でいいと思います。

(4)については、1件につき5万円以上というのではなく、金額にかかわらず作成部数を記載というふうにした方がいいと思います。

(相原委員)

(1)ですが、これは会議費についてはテーマを記載すべきと考えます。

(2)ですが、これは神奈川県内と県外を分けて対応したいと考えております。

県外に関しては現行どおりでよろしいかと思いますが、県内に関しては、指針の中に様式を追加して、様式に記入することによって精算書として精算できる形をとる方がよろしいかと思います。

そうしませんと、県内の本当に小さな金額の公共料金、例えば、バス等は、現金で支払った場合、領収書を取るというのはほぼ不可能ですので、県内に関してはそういう精算方法でよろしいのかと思っております。

(3)については、現行どおりでよろしいかと思います。

(4)についても現行どおりでよろしいかと思います。

(井坂委員)

まず(1)の会議費についてですけれども、会議のテーマはやはり記載した方がいいと思います。

それから(2)の電車代等の交通費の領収書、利用区間の明示がない時はということですけれども、やはり利用区間、要するにどこからどこまで乗ったのかということを明らかにするというのが私は大事だと思っております。

例えば、交通系ICカードでも後でどこからどこまで乗ったのかというのが分かる。

カードを入れて自販機を操作するだけで出来るというふうには聞いておりますので、そういうことをしっかりと示していくということが大事だと思います。

様式とかそういうのについては今後検討しなければいけないと思っておりますけれども、そこが大事な点というふうに思っております。

(3)の宛名が会派名の場合の誰が使ったかということについては、やはり、会派の中でも誰が使ったかをきちんと明らかにするということが大事だと思いますので、これはやはり記載した方がいいというふうに思います。

資料の作成費については、金額にかかわらず部数を書くというのが必要だと思います。

(杉本座長)

お聞きのとおりであります。

最後になりますが、検討事項7「指針における使途の明確化」に係る方向性について各会派のご意見を伺います。

(細谷委員)

それでは7番目、「指針における使途の明確化」の(1)であります。広報・広聴費の事例に「新聞等掲載料」を追加という部分であります。これは事例に「新聞等掲載料」を追加するべきだろうと思っております。

(2) でありますけれどもリボ払い・ボーナス払いは対象外であることを明確化するため「クレジット決済は一括払いのみ」を追加という部分であります、これはそのとおり「クレジット決済は一括払いのみ」を追加した方がよろしいと思っております。

それと次であります、(3)の宿泊費の取扱いであります。

これにつきましても研修費の中に宿泊費を追加するべきだろうと我が会派は思っております。

(4) であります、切手・はがきの購入における制限方法であります、切手については一月当たり1万円を充当限度額とした方がよろしいのではないかと思っております。

次でありますけども、(5)で事務所費における管理運営費等であります、これにつきましては、電気、ガス等いろいろな部分があると思いますので、事務所費における管理運営費等の「等」を削除して限定した形がよろしいのではないかというふうに思っております。

名刺の作成の取扱いであります、これは我が会派としては現行どおりの取扱いでよろしいのではないかと考えております。

(栄居委員)

指針における使途の明確化であります、先日、広報・広聴費の事例に「新聞等掲載料」を追加するというご提案がありました、タウン誌などのメディアの活用状況を考えますと追加すべきと考えます。

次にクレジットカード決済方法に関する課題については、政務活動費の趣旨を考えれば一括払いのみ認めるのが適当と考えます。

次に研修費での宿泊を認めるとともに事務処理の具体例なども明確化する必要があると考えます。

次に切手・はがきの購入における制限については、現行の制度はわかりにくくなっておりますので、わかりやすいルールに見直す必要があると考えます。

次に事務所費における管理運営費等については、今自民党さんからもありました等の部分、何に使えるのか明確化していくべきと考えます。

次に名刺作成費の取扱いについては、記載内容によって適切に按分すべきと考えます。

(谷口委員)

(1)については先程もお話がありましたようにタウン誌等の掲載もあるので、追加をすべきと考えます。

(2)もクレジットは一括払いと、これを明記すべきと考えます。

あと、宿泊費の扱いに関しましても県内でどのような場合に宿泊できるのか、この辺も明確化した方がいいと思います。

切手・はがきにつきましても現行だと、ご指摘があったように1回あたりという制限しか付いておりませんので、例えば月1万円とかおっしゃられてましたけれども、そういう方向でもう少し厳格化する必要があるというふうに考えます。

それから、(5)につきましては「等」があることで、拡大解釈できるのではないかという議論もありますので、「等」をとるのか、もしくはもう少し限定的に列挙するような形で、既に何かの形で充当されている場合もあるかもしれませんので、もう少し議論を深めた方がよいかと思います。

名刺については現行どおりでいいのではないかと考えます。

(くさか委員)

指針における使途の明確化について、1番は同じように「新聞等掲載料」を追加でいいと思います。

クレジット決済は一括払い、これもいいかと思います。

(3)は要検討して頂きたいと思います。

この宿泊費がもし充当できることになった場合には、どういう制限をかけていくか、これからあると思いますので、これは検討の余地があると思います。

(4)の切手・はがきの購入についても、切手は1回あたり1万円を充当限度額とするというところで、これが妥当かどうかも含めて分かりやすいルールを今一度検討した方がいいと思います。

(5)については、燃料代等の「等」についてですが、これは取るか取らないか、あるいは何が該当するかも含めてもう一度検討する必要があると思います。

名刺については現行どおりでいいと思います。

(相原委員)

まず(1)ですが、検討事項として示されているように広報・広聴費の事例に「新聞等掲載料」を追加すべきと考えます。

(2)でございますが、クレジット決済に関しては、一括払いのみを認めるとすべきと考えます。

(3)の宿泊費ですが、これについては、東京都内並びに神奈川県内における宿泊は原則として不可とし、ただし議会の会議のある前日と当日に限り県庁周辺に宿泊する場合のみ認めるという形がよろしいのかと思います。

(4)の切手、はがきに関してですが、いわゆる切手やはがきをまとめ買いすることに関する規定でございますが、これについては1か月につき3万円以下とするべきと考えます。

そして、この3万円の中には、切手もはがきも両方込みで3万円以下と考えます。

(5)の事務所費における管理運営費等の規定ですが、これは現行どおりでよろしいのかと思います。

最後、名刺作成費の関係ですが、今日、名刺に関しては多くの法人、民間企業であろうと役所であろうと工夫をされて作成をされているところです。ある種アイデアの出どころの感もありますので、記載内容に関しては自由にすべきと考えます。

ただし、現行では顔写真を掲載する場合は、紙面の3分の1以下の大きさとする規定でなっていますが、3分の1は少し大きいと考えますので、顔写真に関しては4分の1以下とすべきと考えます。

(井坂委員)

最初の広報・広聴費の新聞等掲載料の追加については、この方が現実に合っていると思いますのでそうした方がいいと思います。

それから、リボ払い、ボーナス払いのクレジット決済については、一括払いのみの方が分かりやすく、その方がよいと思います。

宿泊費の取扱いですが、基本的に県内での宿泊は認めるべきではないのではないかとこのように思います。

一方で研修費の中には、おそらく県内で研修した場合、例えば様々な制度の研修会とかそういうのがあった場合に宿泊を伴うということがあり得るのではないかとと思うので、ここは新たにきちっと書いておいた方がいいのではないかとと思います。

(4)の切手・はがきの購入における制限方法ですが、これはやはり分かりやすくということで、私もこれをみてどれが当てはまるのか、ということにもなりますのでしっかりと分かりやすくもう一度検討したらどうかと思います。

事務所費における管理運営費等、燃料代等ということですのでけれども、やはり限定的にこ

ういうものに支出できますよという形にした方がいいのではないかなと思います。

名刺ですけれども、名刺については私たちは基本的に充当しないということでやっていますので、基本的に名刺の充当はここで必要ないのではないかと思うのですが、それでも現行このようにしているということであれば、どのような形がいいのか、皆さんの意見も聞きながら少し検討したいというふうに思っています。

(杉本座長)

お聞きのとおりであります。

全体を通して、追加のご発言や、他会派の発言に対して、ご質問等がございましたらどうぞ。

(なし)

それでは、本日の協議は以上で終了します。

次回連絡会では、本日皆様方からいただいたご意見等を踏まえ、検討事項の2から7について、当連絡会としての方向性の案を、座長案としてお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、次回は、検討事項の1「透明性の向上の情報公開のあり方」についても協議いたしたいと思ひます。

各会派におかれましては、しっかりとご準備をいただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、連絡会では、限られた時間の中で協議することから、他の議会へ出向いての調査は行わないことにしたいと思ひます。

前回、ご発言をいただきましたけれども時間的に難しいというのがございますので、情報公開に関する議会の状況については、議会局に調査させた上で、皆様方にお示ししたいと思ひます。

何か疑問な点、または質問がありましたら、私か、議会局の方へ話をしていただければ、議会局の方で他の議会の状況調査をしますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございますが、この際、皆様方から何かございますか。

(なし)

特にないようでしたら、以上で、政務活動費連絡会を終了させていただきます。
お疲れさまでした。

以上